イラスト制作基本契約書

　　受託者●（以下「甲」という。）と委託者●（以下「乙」という。）とは，甲乙間のイラスト制作業務の委託について，以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　　本契約は，甲乙間でのイラスト制作業務の委託に関し，基本となる事項を定めるものであり，全ての当該委託に適用される。

第２条（委託）

　　乙は，別途，契約（以下「個別契約」という。）を締結することにより，甲に対し，講演・研修・セミナー等で用いるイラスト（以下「本著作物」という。）の制作（以下「本業務」という。）を委託し，甲はこれを受託する。

第３条（個別契約）

１　本業務に係る注文内容，納期，対価等については，個別契約で定める。

２　個別契約は，乙が発注書を甲に送付し，甲がその請書を乙に送付することにより，締結する。個別契約の成立は，乙が請書を受領した時点とする（以上は，電子メールを送信する方法によることもできる。）。

第４条（イラストの制作，納入等）

１　甲は，乙の注文内容その他の希望内容に従って，本業務を実施する。甲は，乙の事前の書面による承諾なく，本業務を第三者に再委託してはならない。

２　甲は，乙に対し，本著作物を，パスワードを付した電子データを電子メールに添付して送信する方法により納入する。

３　乙は，前項の納入後，速やかに納入物を検査する。乙は，納入物が乙の注文内容に合致しない場合，その他納入物に瑕疵がある場合は，その旨甲に通知し，当該通知を受けた甲は，追加の費用なく，必要な修正作業等を行う。

４　乙は，納入物が検査に合格した場合は，甲に通知するものとする。

第５条（権利の帰属）

本著作物に係る著作権その他一切の権利（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は，第７条の対価の完済時に乙に移転する。甲は，乙及び乙が指定した第三者に対して，本著作物に係る著作者人格権を行使せず，本著作物の制作者が甲以外の法人又は個人の場合は、甲は、乙及び乙が指定した第三者に対し、当該制作者による著作者人格権を行使させないことを保証する。

第６条（保証等）

　１　甲は，乙に対し，本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

２　前条の保証又は前項の保証に違反があった場合，甲は，これにより乙（乙が本著作物の使用を許諾した者を含む。以下，本文において同じ。）に生じる一切の不利益から乙を防御し，かつ免責するものとし，乙に一切迷惑をかけない。この場合，甲は，乙の指示に応じて，乙に追加の費用を請求することなく，①権利侵害のない本著作物の再制作，又は②第三者から本著作物を使用するために必要な許諾を取得する。

第７条（対価）

　　　乙は，甲に対し，本業務及び本著作物に係る権利譲渡の対価，その他本契約に基づく一切の対価として，個別契約に定めた金額を，第４条の検査合格後に支払う。

第８条（秘密保持）

　　　甲は，本業務に関して，乙から開示された，又は乙に関して知り得た一切の情報（本著作物に関する情報を含む。）について，秘密に保持し，かつ，本業務の履行以外の目的で使用してはならない。

第９条（管轄）

本契約及び個別契約に関する甲乙間の一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本書は，後日の証として２通作成し，署名または記名捺印の上，甲と乙が各１通を保有する。

●年●月●日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞